

岐南町町政モニター実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐南町（以下「町」という。）の課題等について住民の意見を聞くための、岐南町町政モニター制度（以下「本制度」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 町が登録する岐南町町政モニター（以下「モニター」という。）は、インターネットを利用して、町が実施する町政に関するアンケート調査等への回答を行う。

(募集及び応募資格)

第3条 町は、モニターを、広報紙、ホームページ、SNS その他の方法により募集する。
ただし、応募者の数が募集人数を超えた場合は、年齢区分等による調整を行うものとする。

2 前項の募集に応募できる者は、次の全ての要件を満たした上で、本要領を承諾した者とする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 満18歳以上であること。
- (3) インターネットの利用ができ、その環境があること。
- (4) モニター本人が使用できる電子メールアドレスを有すること。
- (5) 町の一般職職員でないこと。
- (6) 岐南町議会の議員ではないこと。

(モニターの登録情報)

第4条 モニターは、氏名、住所、年齢、性別、職業、電話番号及び電子メールアドレスを町に登録するものとする。

2 モニターは、前項に規定する登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を記載し、電子メールにより町に届け出るものとする。

- 3 モニターは、町と電子メールの送受信を行う場合は、登録した電子メールアドレスを使用するものとする。

(任期)

第5条 モニターの任期は、登録した日から当該登録の日の属する年度の末日までとする。

- 2 任期終了に際し、町はモニターに対し、次期の継続意思を電子メール等にて確認の上、継続の意思を示した者を再任することができる。ただし、任期中に実施した調査回数に対し、半数以上の回答実績がない者、又は第9条に規定する登録の抹消に該当する行為を行った者については、再任しない。

- 3 モニターは、連続して3期を限度として再任することができる。

(調査への回答)

第6条 モニターは、町が行う調査依頼に対し、回答期限内に所定の入力フォームにて回答を入力する。

- 2 インターネット環境の維持、電子メールの送受信その他登録及び回答に係る通信費用等は、モニターの負担とする。

(退任)

第7条 モニターは、任期途中の退任はできないものとする。ただし、やむを得ない事情により任期中に退任する場合は、氏名及び退任の事由を記し、町に申請するものとする。

(モニターの禁止行為)

第8条 モニターは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法律、条例その他の法令に反する行為

- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 町、他のモニター又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 本制度の運営を妨害する行為
- (7) 町民に混乱を招く行為
- (8) 虚偽の登録若しくは虚偽の回答又は不正回答
- (9) 同一人物による重複登録又はなりすまし登録
- (10) 本制度を営利目的で不正に利用する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町が不適当と判断する行為

(モニター登録の抹消)

第9条 町は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの承諾の有無にかかわらず、登録を抹消することができる。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 前条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (3) 登録された電子メールアドレスに電子メール又はアンケートが到達しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町がモニターとして不適当と判断したとき。

(謝礼)

第10条 町は、アンケートに回答したモニターに対し、調査への協力に対する謝礼を提供することができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 モニターの個人情報の管理は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき適正かつ厳重に行うものとする。

2 モニターの登録及び調査により収集した個人情報は、町政や各種施策へ反映するために用い、本制度に関する業務以外には使用しないものとする。

(回答内容の著作権)

第 12 条 モニターは、本制度に基づき行われた調査に対して行った回答内容の著作権を、すべて町に無償で譲渡するものとし、町は、その回答内容を自由に選択、修正及び編集できるものとする。

2 モニターは、当該著作権に係る著作者人格権を町及び第三者に対して行使しないものとする。

3 町は、本制度に基づき行われた調査において、モニターの回答内容を利用し、モニター本人の承諾なしに開示できるものとする。ただし、モニター個人が特定できる情報を除く。

(免責事項)

第 13 条 モニターが、登録情報と異なる電子メールアドレスにて送信を行ったことにより当該モニターに不利益又は損害が発生した場合、町はその責任を負わないものとする。

2 モニターがモニターとして第三者に発信する情報に関して、町はその責任を負わないものとする。

3 モニターからの調査以外の個別の問い合わせや意見などについて、町の応答義務はないものとする。

4 町からモニターに対して送信された電子メール、又はモニターから町に対して送信された電子メールの不到達により当該モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、町はその責任を負わないものとする。

(本制度の内容の変更及び中止等)

第 14 条 町は、いつでも、何らの告知なしに、またモニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は本制度の一部若しくは全部を一時中断、停止及び中止することができるものとする。

2 前項に基づく内容の変更又は一時中断、停止及び中止によってモニターに不利益又は損害が発生した場合、町はその責任を一切負わないものとする。